

全 員 協 議 会 資 料

令和6年 3月15日

1. 物価高騰対応重点支援給付金（低所得者支援及び定額減税を補足する給付）
給付事業について

（市民部・総合企画政策室）・・・P2～4

2. 名張市市税条例の一部改正について

（市民部）・・・P5

3. 名張市国民健康保険税条例の一部改正について

（市民部）・・・P6・7

物価高騰対応重点支援給付金（低所得者支援及び定額減税を補足する給付）給付事業について

1. 概要

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき実施する「定額減税」に併せて、低所得者支援及び定額減税を補足する給付（「令和6年度住民税非課税化給付・均等割のみ課税化給付」、「令和6年度住民税非課税化給付・均等割のみ課税化給付子ども加算」、「定額減税調整給付」）を実施することとなりました。

今回、そのための予算について、令和6年度一般会計補正予算（第1号）に計上するものです。

2. 「定額減税」について

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するための一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税・個人住民税の減税を行います。

(1) 概要

定額減税額

・令和6年所得税分 : 3万円×減税対象人数

・令和6年度個人住民税所得割分 : 1万円×減税対象人数

（減税対象人数：本人＋同一生計の配偶者＋扶養親族（16歳未満の者を含みます。））

(2) 対象世帯

令和6年1月1日現在において、本市に住民登録をしている者のうち、所得税又は住民税所得割が課税される者

3. 「令和6年度住民税非課税化給付・均等割のみ課税化給付」について

令和5年度に実施した住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の給付の対象とならなかった世帯のうち、令和6年度において、新たに住民税均等割非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯となった世帯に対して、給付金を支給します。

(1) 給付額 1世帯当たり10万円

(2) 対象世帯

ア. 新たに令和6年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主

イ. 新たに令和6年度住民税所得割（減税前）が課せられていない者のみで構成される世帯（上記アを除きます。）の世帯主

(3) 対象世帯数 約70世帯

4. 「令和6年度住民税非課税化給付・均等割のみ課税化給付子ども加算」について

令和5年度に実施した住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の給付の対象とならなかった世帯が、令和6年度において、新たに住民税均等割非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯となった世帯に属する児童に対して、給付金を支給します。

- (1) 給付額 児童一人当たり5万円
- (2) 対象児童 3の給付対象世帯と同一世帯となっている18歳以下（18歳に達する日以降最初の3月31日まで）の児童
- (3) 対象児童数 約10人

5. 「定額減税調整給付」について

定額減税（所得税3万円、住民税1万円）の減税のうち、減税しきれないと見込まれる所得税・住民税の納税義務者に対して、給付金を支給します。

- (1) 給付額 定額減税（所得税3万円、住民税1万円）の減税のうち、減税しきれない額を1万円単位に切り上げて給付

例：本人、配偶者、子どもの合計3人世帯の場合

(所得税分)

$$\text{所得税額 } 45,000 \text{円} - 3 \text{万円} \times 3 \text{人 (減税対象人数)} = \Delta 45,000 \text{円}$$

(住民税所得割分)

$$\text{税額 } 45,000 \text{円} - 1 \text{万円} \times 3 \text{人 (減税対象人数)} = 15,000 \text{円}$$

【減税しきれない額】

$$45,000 \text{円} + 0 \text{円} = 45,000 \text{円}$$

≒ 5万円（1万円単位に切上げ） 支給額

- (2) 対象者 定額減税の可能額が、令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者
- (3) 対象人数 約19,000人（扶養親族を含みます。）

※3から5までの給付金に係る対象人数、世帯数等は、本事業の実施に係る財源として活用する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における国が本市へ概算配分する交付金額の算出に用いた令和4年度市町村税課税状況等の数値を勘案した見込数です。

6. 予算及び財源

3から5までの事業に要する経費として4億2,177万8千円（国庫補助金10/10）の補正予算を計上します。

（事業費：3億8,750万円、事務費：3,427万8千円）

7. 給付スケジュール

定額減税において必要となる令和6年度個人住民税が令和6年6月に賦課決定されることから、給付時期については、いずれも同年夏以降に順次開始する予定です。

8. その他

本事業及び本市の令和5年度一般会計補正予算（第8号）に計上し、現在実施している住民税均等割のみ課税世帯分及び低所得者の子育て世帯加算に係る給付事業については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠分）として、国から一体措置されています。

このことから、令和5年度一般会計補正予算（第8号）に計上した当該交付金のうち、余剰分については令和6年度に実施する本事業の財源として活用する必要があるため、令和5年度一般会計補正予算（第10号）で繰越明許費の増額補正を行います。

名張市市税条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

地方税法等の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため個人住民税の特例措置を講ずるほか、現下の経済情勢等を踏まえ、令和6年度分の個人市民税の特別税額控除を実施する等のため、所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

- (1) 令和6年能登半島地震災害により住宅、家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年分所得に基づく令和6年度分の個人住民税において、その損失額を雑損控除の適用の対象とすることを選択することができる特例を設けます。
- (2) 令和6年度の個人市民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者を対象として、所得割の額から特別税額控除額を控除する規定のほか、関係規定を整備します。
- (3) 新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅について、固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められるときには、当該減額措置を適用することができることとする規定を設けます。
また、再生可能エネルギー発電設備（一定のバイオマス発電設備）に係る課税標準の特例措置及び居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定を設けます。
- (4) その他所要の改正を行います。

3. 施行期日

令和6年4月1日（一部規定については、公布の日、令和7年4月1日又は公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日）から施行します。

名張市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額及び減額措置の基準について、所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

- (1) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円（現行：22万円）に引き上げます。

○課税限度額（上限額）

区 分	令和5年度	令和6年度
医療分	650,000円	650,000円
後期高齢者支援金分	220,000円	<u>240,000円</u>
介護分（40歳～64歳）	170,000円	170,000円

- (2) 国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円（現行：29万円）に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者数に乗ずる金額を54万5,000円（現行：53万5,000円）に引き上げます。

○前年中の総所得金額の基準（均等割額、平等割額に適用）

- ・給与所得者等が1人以下の世帯の場合

軽減割合	令和5年度	令和6年度
5割軽減	43万円＋ (被保険者数× <u>29万円</u>)以下	43万円＋ (被保険者数× <u>29.5万円</u>)以下
2割軽減	43万円＋ (被保険者数× <u>53.5万円</u>)以下	43万円＋ (被保険者数× <u>54.5万円</u>)以下

- ・給与所得者等が2人以上の世帯の場合

軽減割合	令和5年度	令和6年度
5割軽減	43万円＋(被保険者数× <u>29万円</u>) ＋10万円 ×(給与所得者等の数－1)以下	43万円＋(被保険者数× <u>29.5万円</u>) ＋10万円 ×(給与所得者等の数－1)以下
2割軽減	43万円＋(被保険者数× <u>53.5万円</u>) ＋10万円 ×(給与所得者等の数－1)以下	43万円＋(被保険者数× <u>54.5万円</u>) ＋10万円 ×(給与所得者等の数－1)以下

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。